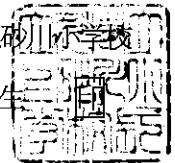


第1表 (教)

立上砂川翔第110号
令和6年3月1日

立川市教育委員会 殿

学校名 立川市立上砂川小学校
校長名 福原 憲生



令和6年度 特別支援教室の教育課程について (届)

学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特別支援教室による指導の教育課程を下記の通りお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

- (1) 本校の教育目標を受け、特別支援教室では以下を目指して、指導する。
- (2) 社会的自立を目指すため、自立活動の指導を通して児童一人一人の課題改善に向け、必要な知識・態度・習慣を身に付ける。
- (3) 個々の特性による学習上または生活上の困難を改善したり克服したりすることを通して、在籍学級への適応を目指す。

2 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 個別指導計画を作成し、一人一人のニーズに合った指導を行う。
- (2) 児童の実態や発達段階に応じ、自立活動の指導時間を適切に設定する。
- (3) 指導内容に応じて、個別指導や小集団指導の学習形態を工夫する。
- (4) 児童の実態分析と知能・心理・言語などの各検査結果を活用し、適切な実態把握を行う。
- (5) 保護者及び校内委員会との連携を密にし、指導方針や内容などについて校内の共通理解を図る。

3 指導の重点

- (1) 自立活動の指導を通して、児童一人一人の課題の改善を目指す。
- (2) 個々の特性による学習上のつまずきを把握し、個別指導計画に基づく学び方の指導により児童の学習意欲を高める。
- (3) 児童の実態に応じて情緒の安定を図り、意思の伝達や他者意識をもたせる指導を重視する。
- (4) 様々な指導場面を通して規則や規律を守ることの大切さとコミュニケーション能力の育成を図る。
- (5) 児童の興味・関心に基づく教材や教具を活用し、達成感や成就感を味わわせる。

4 その他の配慮事項

- (1) 当該児童の担任や特別支援教育コーディネーターなどと情報交換を積極的に行い、連携を図る。
- (2) 個別指導計画は、保護者及び校内委員会での話し合いを重視し、指導方針を明確にして作成する。
- (3) 在籍学級の行動観察を適宜行い、実態把握と特別支援教室における指導の成果を把握し、在籍学級及び特別支援教室の指導内容・方法の改善に役立てる。
- (4) 在籍学級担任や保護者による本教室の参観を行い、成果や課題の共通理解を図る。
- (5) 保護者とは、個人面談や連絡帳などを活用して情報交換を行い、成果や課題の共通理解を図る。
- (6) 当該児童の関わる医療、療育機関や教育相談等と連携を図り、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を作成・活用することにより、情報を共有し適切な指導を行う。
- (7) 在籍学級担任と連携し、当該児童の特性を含めた自己理解を促し、自己肯定感を高める。
- (8) 巡回心理士やスクールカウンセラーと情報を共有し、多面的に児童の理解を図る。
- (9) 個人情報保護の観点から個人情報の適切な管理を徹底する